



平成29年5月12日

各 位

会社名 昭和産業株式会社  
代表者 代表取締役社長 新妻 一彦  
(コード番号2004 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 松嶋 伸  
(TEL: 03-3257-2182)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月28日に開催予定の当社第116回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 本定時株主総会における株式併合に関する議案の承認を条件として、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条を変更するとともに、株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、会社法の規定に基づき発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第5条を変更するものであります。あわせて、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって生ずる旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過をもって削除するものいたします。
- (2) 平成29年2月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、取締役会の監督機能の強化および意思決定の迅速化を図るため、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条を変更するものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記変更に伴う所要の変更のほか、各条に見出しを新設、機関設計に関する条項を新設、一部の条項を移設するなど定款全体の構成を見直したうえ、一部字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月28日

定款変更の効力発生日 平成29年6月28日

※ただし、変更案第6条および第8条の効力発生日は平成29年10月1日

## 4. その他

本日、「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を別途開示しております。

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	<u>(商 号)</u> 第1条 (現行どおり)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	<u>(目 的)</u> 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 農産物、畜産物、水産物の加工ならびに飼料、肥料およびこれらの原料の製造	<u>(1) 農産物、畜産物、水産物の加工ならびに飼料、肥料およびこれらの原料の製造</u>
2. 菓子類、冷菓類、各種飲料、食料品その他加工食品の製造	<u>(2) 菓子類、冷菓類、各種飲料、食料品その他加工食品の製造</u>
3. 医薬品、動物用医薬品、農薬その他化学製品の製造	<u>(3) 医薬品、動物用医薬品、農薬その他化学製品の製造</u>
4. 前各号の各種原料、製品の売買、輸出入およびその仲介	<u>(4) 前各号の各種原料、製品の売買、輸出入およびその仲介</u>
5. 飲食店、スポーツ施設、娯楽施設の経営およびその経営の委任、酒類、煙草の小売ならびに前	<u>(5) 飲食店、スポーツ施設、娯楽施設の経営およびその経営の委任、酒類、煙草の小売ならびに前</u>
1. 2. 3号商品の小売	<u>(1) (2) (3)号商品の小売</u>
6. 各種石油製品、燃料および日用品雑貨類の売買	<u>(6) 各種石油製品、燃料および日用品雑貨類の売買</u>
7. 自動車の販売、リースおよび修理ならびに自動車附属品の販売	<u>(7) 自動車の販売、リースおよび修理ならびに自動車附属品の販売</u>
8. 倉庫業および港湾運送業	<u>(8) 倉庫業および港湾運送業</u>
9. 不動産の売買、賃貸借および管理ならびにこれらの代理または仲介	<u>(9) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびにこれらの代理または仲介</u>
10. 家畜診療に関する業務	<u>(10) 家畜診療に関する業務</u>
11. 前1. 2. 3号に関する機器、装置等の設計、製作、売買、輸出入および技術援助	<u>(11) 前(1) (2) (3)号に関する機器、装置等の設計、製作、売買、輸出入および技術援助</u>
12. 前各号に附帯しまたは関連する一切の事業	<u>(12) 前各号に附帯しまたは関連する一切の事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機 関)</u>
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査等委員会</u>
	<u>(3) 会計監査人</u>
	<u>(公告方法)</u>
第4条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式および株主</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7 億 2,000 万株</u>とする。</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u>とする。</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 10 条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 11 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">前項にかかわらず、必要がある場合は、取締</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式および株主</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億 3,100 万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株主は、<u>次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: center;">(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">3. <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>	
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 12 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(株主総会の招集)</u></p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p>
<p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する</u>。取締役社長がさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>	<p>第 13 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会の招集権者および議長)</u></p>
<p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる</u>。</p> <p>2. <u>取締役社長にさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる</u>。</p> <p>2. <u>取締役社長にさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長が当る。<u>取締役社長がさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</u></p>	
<p>第 15 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
<p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<u>ただし、会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会の決議方法)</u></p>
<p>株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p>	<p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 17 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>第 19 条 <u>当社の取締役は 9 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主</p>	<p>(株主総会の議決権の代理行使)</p> <p>第 17 条 <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</u>  2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 18 条 <u>株主総会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 <u>当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>9 名以内とする。</u>  2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>  2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 21 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u>  <u>取締役会の決議により、取締役中から取締役会長、取締役社長各 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第 22 条 <u>取締役会の決議により、必要に応じ、相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長がさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。</u></p> <p>第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、少なくとも会日より 2 日前に発する。ただし緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。</u>  (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>  (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  <u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって、必要に応じ、相談役若干名を置くことができる。</u>  (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>  <u>2. 取締役社長にさしつかえのある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>  (取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u>  (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の過半数で決める。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第26条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、<u>法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第27条 取締役会の議事は、<u>その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 取締役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>当社の監査役は5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、少なくとも会日より2日前に発する。ただし緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>急の必要がある場合は、その期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新 設)	
(新 設)	
(新 設)	
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第40条 <u>会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>第43条 (条文省略)</p>	<p><u>(事業年度)</u></p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 44 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>第 46 条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 未払の<u>期末配当金および中間配当金</u>には、利息をつけない。</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 40 条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年 3 月 31 日とする。 2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、<u>中間配当</u>をすることができる。</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p>第 42 条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. <u>未払の配当金</u>には、利息をつけない。</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛策</p> <p>第 47 条 当社は、買収防衛策の導入・継続・変更を、株主総会の決議により行うことができる。 前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 買収防衛策</p> <p><u>(買収防衛策)</u></p> <p>第 43 条 当社は、買収防衛策の導入・継続・変更を、株主総会の決議により行うことができる。 2. <u>前項の買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議により行うことができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p>第 1 条 <u>第 6 条および第 8 条の変更は、2017 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとし、同日の経過をもって本条を削除する。</u></p>